

令和3年 6月 10日

保護者様

加古川市立平岡南小学校
校長 杉本昌人

「教職員のメール・SNS等の使用や児童生徒との面談に係る校内ルール」について

保護者の皆さまにおかれましては、本校の教育活動についてご理解ご協力くださり、心から感謝申しあげます。

さて、本校では、教育公務員として綱紀肅正の徹底についてこれまでも積極的に取り組んでいるところです。

このたび、加古川市教育委員会から「教職員のメール・SNS等の使用や児童生徒との面談に係る校内ルール」を全ての学校で定め、保護者に周知するよう通知がありました。

つきましては、本ルールに基づいた対応を徹底してまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いします。(裏面参照)

なお、お子さんの学校生活でメール・SNS等で気になることがありましたら、学校までご連絡ください。

「教職員のメール・SNS等の使用や児童生徒との面談に係る校内ルール」について

加古川市立平岡南小学校

1 教職員と児童生徒との携帯電話での通話及びメール・SNS（LINE等）の使用について

（1） 携帯電話での通話について

- ①児童生徒へ連絡を行う場合は、児童生徒の携帯電話には行わず、児童生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ②児童生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。（学校の電話は17：45～翌7：15の間、留守番電話に設定されています。）
- ③緊急の連絡を必要とする場合や児童生徒の安全確認の必要がある場合は、この限りではない。

（2） メール・SNS（LINE等）について

- ①教職員と児童生徒や保護者の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係児童生徒全員に関わる場合に限り、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ②教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。

（3） 著作権、知的所有権などの法律を遵守する。

- （4）書き込んだ情報は消えないという認識をもち、教職員としての自覚と責任をもつ。
- （5）個人情報の発信はぜったいにしない。

2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について

- ①児童生徒との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等を使用して行わない。
- ②原則として校内又は保護者在宅時の児童生徒宅で実施する。
- ③実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- ④やむなく個別に対応する場合は、実施する部屋が密にならないよう窓や扉を開けるなど配慮をする。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

（附則）

この校内ルールは、令和3年6月10日より実施する。